

議第36号

令和2年度高島市水道事業会計予算案

(総則)

第1条 令和2年度高島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	20,111 栓
(2) 年間総給水量	6,495,000 m ³
(3) 1日平均給水量	17,794 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
県道五番領安井川線配水管布設等事業	170,624 千円
新旭中西部浄水場改良整備事業	106,040 千円
マキノ町辻地先水道配水管布設替事業	43,615 千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,130,565 千円	
第1項 営業収益	727,567 千円	
第2項 営業外収益	402,997 千円	
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,074,545 千円
第1項 営業費用	1,014,468 千円
第2項 営業外費用	55,077 千円
第3項 特別損失	3,000 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額338,744千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額41,690千円、過年度分損益勘定留保資金297,054千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	392,191 千円
第1項 企業債	268,300 千円
第2項 出資金	104,897 千円
第3項 補償金	17,176 千円
第4項 負担金	300 千円
第5項 繰入金	1,518 千円

支 出

第1款 資本的支出	730,935 千円
第1項 建設改良費	473,333 千円
第2項 企業債償還金	238,094 千円
第3項 他会計長期借入金償還金	19,508 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
今津川水管橋等布設替事業	17,500千円	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる
マキノ町辻地先配水管布設替事業	30,500千円	同上	同上	同上
新旭町針江地先配水管布設替事業	6,300千円	同上	同上	同上
新旭中西部浄水場改良整備事業	74,200千円	同上	同上	同上
今津町弘川地先配水管布設替事業	2,200千円	同上	同上	同上
今津町南新保地区配水管布設替事業	2,500千円	同上	同上	同上
安曇川町四津川地区配水管布設替事業	400千円	同上	同上	同上
安曇川町下小川地区配水管布設替事業	600千円	同上	同上	同上
今津地区配水管布設替事業	7,700千円	同上	同上	同上
市道西万木川原上線配水管布設事業	9,800千円	同上	同上	同上
県道五番領安井川線2号橋配水管添架事業	89,600千円	同上	同上	同上
県道五番領安井川線配水管布設事業	27,000千円	同上	同上	同上

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 94,497千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,814千円と定める。

令和2年2月26日

高島市長 福井正明